

標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

- 法人名称
- 所轄庁
- 主たる事務所の所在地
- 従たる事務所の所在地
- 代表者氏名
- 法人設立登記年月日

- 定款に記載された目的

- 活動分野 保健・医療・福祉 社会教育 まちづくり
学術・文化・芸術・スポーツ 環境の保全 災害救援
地域安全 人権・平和 国際協力
男女共同参画社会 子どもの健全育成 情報化社会
科学技術の振興 経済活動の活性化 職業能力・雇用機会
消費者の保護 連絡・助言・援助

- 事業活動の概要 (400字以内)

- 公開用電話番号 ■ ファクス
- ホームページ
- メールアドレス ■ 常勤職員数

- 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)
認定年月日 認定満了日
 相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■ 閲覧書類の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

http://www

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成 22年度（平成22年4月1日～平成23 年3月31日）

■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計			
1. 受取会費	27,000		27,000
2. 受取寄附金	2,722,000		2,722,000
3. 受取民間助成金			
4. 受取公的補助金			
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）	3,154,741 0		3,154,741 0
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）	4,800,000 4,800,000		4,800,000 4,800,000
7. その他収益	618,832		618,832
II 経常費用計			
1. 事業費 （うち人件費）	2,937,638 1,699,500		2,937,638 1,699,500
2. 管理費 （うち人件費）	5,328,259 3,120,000		5,328,259 3,120,000
III 当期経常増減額	3,057,176		3,057,176
IV 経常外収益計	271,948		271,948
V 経常外費用計	2,902,000		2,902,000
VI 経理区分振替額			
VII 当期正味財産増減額	427,124		427,124
VIII 前期繰越正味財産額	16,179,943		16,179,943
IX 次期繰越正味財産額	16,607,067		16,607,067

※別添のとおり

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	427,124
2. 固定資産	
建物及び附属設備	15,483,312
機械器具	144,000
備品及び車両	552,631
資産合計	16,607,067

II 負債の部	
1. 流動負債	0
2. 固定負債	0
負債合計	0
III 正味財産の部	16,607,067
正味財産合計	16,607,067
負債及び正味財産合計	16,607,067

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）……………

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人あゆみの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人あゆみの会(通称あゆみの会)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県小林市大字細野 4488 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者(身体障害者、知的障害者等)の自立を援助し、軽作業等の場を提供することにより働く喜びと生きがいを持って日常生活が過ごせるように指導、援助します。また、高齢者や地域の一般の人達との交流を促進し、地域社会において障害者に対する理解を深めることを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動

(特定非営利活動に係わる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法の地域生活支援事業
- (2) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業
- (3) 高齢者等との交流促進及び健康維持のための医療補助機器の利用促進をはかる事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、そのものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第 10 条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が、次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の 4 分の 3 以上の議決により除名することができる。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときはその会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費及びその他の金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 10 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選 任)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼務することはできない。

(職 務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の召集を請求すること

(任 期)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期満日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者の就任までは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号に該当するときは、総会の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、その職務遂行にたえられないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 5 章 総 会

(種別及び構成)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 21 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算報告
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ、開会することができない。

(議 決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。
- 3 議決する事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 第2項の規定により表決権を行使した正会員は、第25条及び前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか選任された2名以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定により請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 議決する事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできない。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 第2項の規定により表決した理事は、第34条及び前条第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 理事会の表決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者氏名(書面表決者がある場合は、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか選任された2名以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則(正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則及び継続性の原則)に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第42条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

- 2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が、定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係わる定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、法第11条第3項に掲げる者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第54条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則 1

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理事長 大木 覚身

副理事長 舞田 慶一郎

理事 緒方 義明

理事 大坪 貞宗

理事 寺園 良信

理事 齊藤 良啓

理事 永田 敏夫

理事 飯谷 哲男

監事 岩切 哲夫

監事 黒木 伸次

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年5月31日までとする。
- 4 この法人の成立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の成立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 6 この法人の成立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年額1,000円
 - (2) 賛助会員 年額1,000円

附 則 2 (平成20年4月12日總會承認)

1. 定款の改正前

(開催) 第31条第3号 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき
(広告の方法) 第52条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2. 定款の改正後

(開催) 第31条第3号 (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき
(公告の方法) 第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

平成22年度（第5期）事業報告書

特定非営利活動法人あゆみの会

平成23年3月31日

平成22年4月27日(火)	監事による監査
5月15日(土)	理事会・総会
5月27日(木)	第2回理事会
9月18日(土)	あかつきスポーツ大会に一部参加
11月14日(日)	あかつき人吉研修に一部参加
12月18日(土)	第2回理事会・忘年会

平成23年1月～3月 日常作業以外の行事・事業はありません

貸借対照表

平成23年3月31日

(事業所名)

特定非営利活動法人あゆみの会

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現預金	427,124		
流動資産計		427,124	
2. 固定資産			
建物	14,861,282		
付属設備	622,030		
車両運搬具	6,630		
機械器具	144,000		
備品	546,001		
固定資産計		16,179,943	
資産合計			16,607,067
II 負債の部			
1. 流動負債			
借入金	0		
流動負債計		0	
2. 固定負債			
固定負債	0		
固定負債計		0	
負債合計			0
III 資本の部			
事業開始正味出資金	22,676,539		
減価償却累計額	▲6,768,544		
前期繰越金	271,948		
小計		16,179,943	
次期繰越金		427,124	
資本合計			16,607,067
負債・資本合計			16,607,067

収 支 決 算 書 (第5期)

平成23年3月31日現在

事業所名 特定非営利活動法人あゆみの会

科 目	22年度予算額	22年度決算額	差引 (決算一予算)	備考
I 収入の部				
①. 会費収入	24,000	27,000	3,000	会員・理事
②. 事業収入			0	
作業収入	1,600,000	1,530,136	-69,864	大正ポリエチレン 他 3月まだ
印章売上	2,000,000	1,624,605	-375,395	ゴム印・印鑑
③. 補助金収入			0	
市委託料	4,800,000	4,800,000	0	地域活動支援センター
社協助成金	0	0	0	小林市社会福祉協議会
読売光と愛の基金	0	0	0	
④. 寄付金収入	10,000	2,722,000	2,712,000	営繕用として寄付金受入
⑤. 雑収入	10,000	266,723	256,723	九電売電、預金利息等
⑥. 特別会計戻入益	0	352,109	352,109	営繕特別貯金より
当期収入合計 (A)	8,444,000	11,322,573	2,878,573	
前期繰越収支差額	271,948	271,948	0	
収入合計 (B)	8,715,948	11,594,521	2,878,573	
II 支出の部				
①. 事業費				
作業工賃 A-1	1,600,000	1,699,500	99,500	大正ポリエチレン他
印章外注費 A-2	1,500,000	1,237,638	-262,362	ヨネダ・アスフィール
研修費 A-3	100,000	0	-100,000	各種研修費用 4月2日実施
(事業費小計)	3,200,000	2,937,138	-262,862	
②. 管理費 I				
人件費 B-4・5	3,120,000	3,120,000	0	報酬 2名
旅費交通費 B-6	420,000	428,000	8,000	35,000×12ヶ月、理事交通費
会議費 B-7	100,000	67,824	-32,176	
借料損料 B-11	100,000	104,889	4,889	地代
通信運搬費 B-9	200,000	209,045	9,045	電話・切手・ハガキ 他
光熱水費 B-10	350,000	376,392	26,392	電気・ガス・水道
消耗品費 B-12	120,000	25,147	-94,853	事務用消耗品
保険料 B-15	120,000	114,800	-5,200	傷害・火災・車の保険
備品費 B-13	50,000	73,958	23,958	
雑役務費 B-14	100,000	347,160	247,160	修理代・手数料 他
(管理費 I 小計)	4,680,000	4,867,215	187,215	
③. 管理費 II				
福利費 C-16	70,000	48,716	-21,284	会員用茶菓・野菜苗 他
交際費 C-17	15,000	6,800	-8,200	慶弔費、お礼
租税公課 C-18	3,000	2,000	-1,000	収入印紙
雑消耗品費 C-20	50,000	84,237	34,237	他のガリソ・雑消耗品
設備費 C-21	100,000	0	-100,000	基金分設備 他
衛生費 C-19	50,000	9,631	-40,369	トイレ用品 他
退職共済 C-22	350,000	300,000	-50,000	特退共のあゆみの会負担分
雑 費 C-23	17,948	9,660	-8,288	振込料 他
(管理費 II 小計)	655,948	461,044	-194,904	
④. 繰入金支出				
営繕会計拠出 D-24	0	2,722,000	2,722,000	寄付金の営繕用拠出
厚生会計拠出 D-25	0	0	0	作業収入工賃差額
旅行積立金 D-26	180,000	180,000	0	あゆみの会負担分
(繰入金小計)	180,000	2,902,000	2,722,000	
⑤. 予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	8,715,948	11,167,397	2,451,449	
当期収支差額 (A)-(C)	-271,948	155,176	427,124	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	0	427,124	427,124	